

# 総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

## 1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和5年度機構・定員査定等の結果を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

## 2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
情報流通行政局	情報通信政策課総合通信管理室（所掌事務変更）	第44条の2
	情報流通振興課情報流通適正化推進室（振替新設）	第45条
郵政行政部	企画課貯金保険室（振替新設）	第53条、 附則第15条
	貯金保険課保険計理監理官(1)（振替廃止）	附則第15条
総合通信基盤局	事業政策課ブロードバンド整備推進室（振替廃止）	第56条
電気通信事業部	料金サービス課企画官(1)（振替廃止）	第57条
	料金サービス課消費者契約適正化推進室（振替新設）	
	料金サービス課消費者契約適正化推進室消費者契約適正化調整官(1)（振替新設）	
	電気通信技術システム課企画官(1)（振替新設）	第58条
	電気通信技術システム課安全・信頼性対策室（振替廃止）	
	基盤整備促進課企画官(1)（振替新設）	第59条
	消費者行政第一課企画官(1)（振替廃止）	
	消費者行政第一課消費者行政調整官(1)（振替廃止）	
	利用環境課企画官(1)（振替新設）	第60条
	消費者行政第二課企画官(1)（振替廃止）	
政策統括官	国際統計企画官(1)（振替廃止）	第75条

上記のほか、所要の改正を行う。

## 3 公布日

令和5年7月6日

## 4 施行期日

令和5年7月7日